

令和4年度 入札・契約制度の改善について

① 改正内容

工事請負代金一部前払額決定申請書手続きを廃止する。

(久万高原町建設工事執行規則)

- ・第30条第2項の一部削る(公共工事の前払金)
- ・第31条の2第3項の削除(中間前払金)
- ・様式第7号(第30条、第31条の2関係)を削除する

② 改正理由

町では、前払金及び中間前金払の請求書受領に先立ち、受注者から前払額決定申請に対して、発注者が請求可能額を決定する手続きを久万高原町建設工事執行規則において定めている。

しかし、この手続きは、法律上義務付けられたものではなく、四国他県等では実施していないこと等を踏まえ、受注者・発注者双方の簡素化、迅速化を図るため、工事請負代金一部前払額決定申請手続きを廃止する。

③ その他

施行日：令和4年6月1日

なお、建設工事に係る業務委託についても、当該手続きを廃止する。

【前払金制度の概要】

対 象 設計金額200万円以上の工事
設計金額200万円以上の業務委託

支払割合 【建設工事】

請負代金額の4/10以内

ただし、低入札工事にあつては同2/10以内

【業務委託】

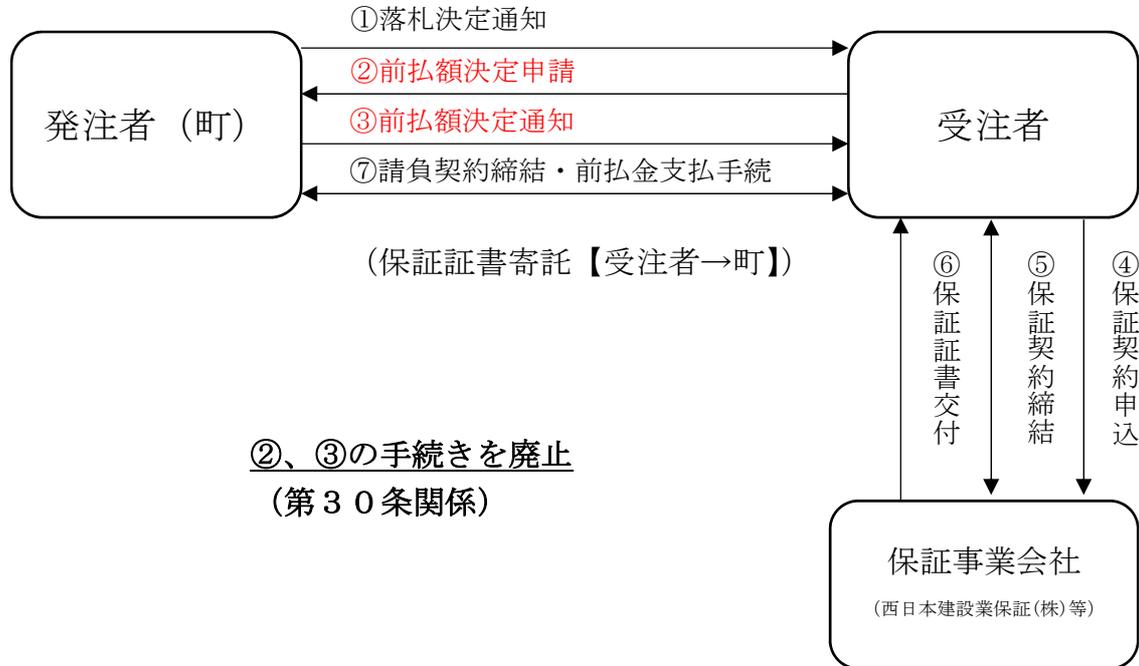
請負代金額の3/10以内

※今回の改正は、工事請負代金一部前払額決定申請手続きの廃止のみであり、工事対象要件及び支払割合等に変更はない。

※前払金請求書記載金額は10万円未満切り捨てとする。

【前払金・中間前払金支払の流れ】

○前払金



○中間前金払

